

第5 参考資料

1. 業種別生産施設面積率一覧表

業種の区分		生産施設 面積率
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・ 石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業 	30%
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伸鉄業 	40%
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。) 	45%
第4種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼管製造業及び電気供給業 	50%
第5種	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんぷん製造業 ・ 冷間ロール成型形鋼製造業 	55%
第6種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品・石炭製品製造業 (石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) ・ 高炉による製鉄業 	60%
第7種	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の製造業 ・ ガス供給業及び熱供給業 	65%

※ 生産施設面積率：敷地面積に対する生産施設の面積の割合

2. 業種別既存生産施設用敷地計算係数一覧表

業種の区分		既存生産施設用敷地計算係数
1	<ul style="list-style-type: none"> ・他の項に掲げる製造業以外の製造業 ・熱供給業 	1. 2
2	<ul style="list-style-type: none"> ・化学調味料製造業 ・砂糖製造業 ・酒類製造業(清酒製造業を除く。) ・動植物油脂製造業 ・でんぷん製造業 ・製材業・木製品製造業 ・造作材・合板・建築用組立材料製造業 ・パルプ製造業 ・紙製造業 ・加工紙製造業 ・化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。) ・石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。) ・タイヤ・チューブ製造業 ・窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。) ・高炉によらない製鉄業 ・製鋼・製鋼圧延業 ・熱間圧延業 ・冷間圧延業 ・冷間ロール成型形鋼製造業 ・鋼管製造業 ・伸鉄業 ・鉄素形材製造業(可鍛鑄鉄製造業を除く。) ・非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。) ・非鉄金属・同合金圧延業 ・非鉄金属鑄物製造業 ・鉄骨製造業 ・建設用金属製品製造業 ・蓄電池製造業 ・自動車製造業 ・自動車車体・附随車製造業 ・鉄道車両製造業 ・船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。) ・航空機製造業 ・航空機用原動機製造業 ・産業用運搬車両製造業 ・武器製造業 ・電気供給業 ・ガス供給業 	1. 3
3	<ul style="list-style-type: none"> ・有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。) ・コークス製造業 ・板ガラス製造業 ・生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。) ・はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。) ・発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。) ・産業用電気機械器具製造業 ・船用機関製造業 	1. 4
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーダ工業 ・セメント製造業 ・高炉による製鉄業 ・非鉄金属第一次製錬・精製業 	1. 5

3. 特例団地における準則値一覧

令和元年12月現在

準則条文		第1条							第2条	第3条
		生産施設面積率(%) (上限)							緑地 (%) (下限)	環境施設 (%) (下限)
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種		
団地特例の適用		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	第2条	第3条
準 則 値		30	40	45	50	55	60	65	20	25
1	久留米西田 (大石町)	35.214	46.952	52.821	58.690	64.559	70.428	76.297	12.828	15.240
2	宮ノ陣新産業団地 (宮ノ陣町)	37.924	50.566	56.887	63.207	69.528	75.849	82.169	10.308	13.816
3	久留米ビジネスパーク (宮ノ陣町)	35.986	47.982	53.979	59.977	65.975	71.973	77.970	12.612	11.322
4	吉本工業団地 (田主丸町)	32.817	43.756	49.226	54.696	60.165	65.635	71.104	19.914	23.856
5	久留米・うきは工業団地 (田主丸町)	34.359	45.812	51.538	57.265	62.991	68.718	74.444	15.453	21.179